

更新における臨床調査個人票作成の留意点について

患者様へお願い

臨床調査個人票（診断書）の作成を医師へ依頼してください。

※依頼するときには以下の点にご注意ください。

■指定医の確認について

臨床調査個人票を記載できるのは、「難病指定医」または「協力難病指定医」に限られます。上記以外の方が記載したものは使用できませんのでご注意ください。

■早めの依頼について

臨床調査個人票の作成には時間がかかる場合があります。

ご案内が届きましたら、お早めに医療機関へご依頼ください。

「難病指定医」または「協力難病指定医」の方へお願い

臨床調査個人票の様式は、医療機関でご準備をお願いします

重 要

原則として、医療機関において厚生労働省のホームページからダウンロードして作成していただくようお願いします。

【臨床調査個人票・認定基準のダウンロード先】

下記ホームページからダウンロードした臨床調査個人票は、直接入力できる PDF ファイルになっています。

厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

難病情報センター：

<https://www.nanbyou.or.jp/>

インターネット環境等の問題により、ホームページからのダウンロード・印刷が困難な場合は、お手数ですが、最寄りの各保健所へご連絡ください。（裏面、参照）

最新の臨床調査個人票様式を使用してください

最新の様式は難病情報センターおよび厚生労働省のホームページに掲載されています。基準が変更されている疾患もありますので、必ず最新の様式をご使用ください。

更新申請時は「重症度分類」を満たす必要があります

治療開始後における「重症度分類」は、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6 か月間で最も悪い状態を記載してください。

「診断年月日」欄は、上記の重症度分類を含む臨個票に書かれた内容を診断した日(記載年月日の直近 6 か月以内の日)にちを記入してください。

なお、医療費助成認定基準の「重症度分類」を満たさない場合、患者様にその旨をお伝えください。「軽症高額該当」(申請日の属する月以前の 12 か月以内に、指定難病に係る医療費総額(10 割)が 33,330 円を超える月が 3 回以上ある場合)に該当する場合は、医療費助成の対象となります。

指定医番号等を記載してください

■「医療機関名」「指定医番号」「医療機関所在地」「電話番号」を記載してください。

難病指定医: 指定医番号の前から 3 桁目が S 又は T

協力難病指定医: 指定医番号の前から 3 桁目が C

更新申請時は、難病指定医・協力難病指定医のどちらでも記載可能です。

■「医師の氏名」欄は、署名・印字可、押印不要です。

■研究利用及び経過把握のため、できるだけ全ての項目(特に特記事項)への記載をお願いします。

■診断基準に関する事項は、診断基準上に特段の規定がない限り、いずれの時期を用いても差し支えありません。

和歌山県内 保健所(難病担当窓口)一覧

和歌山県健康推進課 073-441-2640

保健所名	電話番号	管轄区域
和歌山市保健所 保健対策課	073-488-5116	和歌山市
海南保健所 保健課	073-482-0600	海南市、紀美野町
岩出保健所 保健課	0736-63-0100	岩出市、紀の川市
橋本保健所 保健課	0736-42-3210	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
湯浅保健所 保健課	0737-63-4111	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
御坊保健所 保健課	0738-22-3481	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
田辺保健所 保健課	0739-22-1200	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
新宮保健所 保健課	0735-22-8551	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村
新宮保健所 串本支所 地域福祉課	0735-72-0525	串本町、古座川町